

魚津市告示第105号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱の一部改正について
魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱（令和4年魚津市告示第23号）
の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 （略） （用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 新婚世帯 申請の日において、婚姻後2年を経過していない世帯又は<u>富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年3月1日）に基づきパートナーシップ宣誓をした日から2年を経過していない者（以下「パートナー」という。）の世帯であって、魚津市に転入する前に婚姻し、又はパートナーとなった世帯をいう。</u> （3）・（4） （略） （5） 住民登録の日 <u>世帯員全員が同日に魚津市に住民登録をした日をいう。</u> 第3条 （略） （助成対象者） 第4条 助成金の交付の対象となる者は、新婚世帯においては婚姻した夫妻又はパートナー、子育て世帯においては子の養育者とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 <u>（1） 魚津市に住民登録していること。ただし、本市から転出後、1年に満たない期間内に再転入した世帯を除く。</u> <u>（2） 転入時に賃貸住宅に居住していること。ただし、子育て世帯の申請においては、1年目の申請時のみの要件とする。</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> <u>（6） （略）</u> 第5条 （略） （交付申請） 第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。	第1条 （略） （用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 新婚世帯 申請の日において、婚姻後2年を経過していない世帯をいう。なお、<u>富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年3月1日）に基づきパートナーシップ宣誓をした日から2年を経過していない者（以下「パートナー」という。）については、同居の事実があることを条件に同様の扱いとする。</u> （3）・（4） （略） （5） 住民登録の日 <u>夫婦またはパートナーが共に魚津市に住民登録をした日をいう。</u> 第3条 （略） （助成対象者） 第4条 助成金の交付の対象となる者は、新婚世帯においては婚姻した夫妻又はパートナー、子育て世帯においては子の養育者とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 <u>（1） 令和4年4月1日以降に魚津市に住民登録し、かつ、賃貸住宅に居住していること。ただし、子育て世帯の申請においては、1年目の申請時のみの要件とする。</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> 第5条 （略） （交付申請） 第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第18号）に基づく世帯全員の住民票の写し (2) （略） (3) （略） (4) （略） (5) 戸籍の附票の写し (6) （略） 第7条・第8条 （略） （交付決定の取消及び助成金の返還） 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) （略） (2) 新婚世帯助成金交付決定者が、住民登録の日から3年以内に婚姻を解消し、又はパートナーを解消した場合 (3) （略） (4) （略） 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その結果を魚津市子育て新婚世帯助成金交付決定の取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。 3 市長は、前項の場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を交付決定者に命ずるものとする。 4 前項の規定により助成金の返還を命じたときは、魚津市子育て新婚世帯移住助成金返還通知書（様式第7号）により、通知するものとする。 5 前項の規定により助成金の返還を命じられた交付決定者は、返還を命じられた金額を市長が定めた期限までに返還しなければならない。 第10条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る同条第2項、第8条及び第9条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有す	(1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) （略） 第7条・第8条 （略） （交付決定の取消及び助成金の返還） 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) （略） (2) （略） (3) （略） 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を交付決定者に命ずることができる。 第10条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る同条第2項、第8条及び第9条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有す

改正後	改正前
る。 別表 （略） 様式第 1 号（第 6 条関係） 【別記 1】 様式第 2 号（第 6 条関係） 【別記 2】 様式第 3 号（第 7 条関係） 【別記 3】 様式第 4 号（第 7 条関係） 【別記 4】 様式第 5 号（第 8 条関係） 【別記 5】 様式第 6 号（第 9 条関係） 【別記 6】 様式第 7 号（第 9 条関係） 【別記 7】	る。 別表 （略） 様式第 1 号（第 6 条関係） 【別記 1】 様式第 2 号（第 6 条関係） 【別記 2】 様式第 3 号（第 7 条関係） 【別記 3】 様式第 4 号（第 7 条関係） 【別記 4】 様式第 5 号（第 8 条関係） 【別記 5】

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
電話番号
氏名
電話番号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

申請する助成金に○印をお願いします。

子育て世帯助成金			新婚世帯助成金
1 年目 (10 万円)	2 年目 (10 万円)	3 年目 (10 万円)	10万円

（電子地域通貨ミラペイでの支給となります。）

同意書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、申請者の市税等の納付状況について確認することに同意します。

年	月	日	住 所
			(申請者) 氏 名
			生年月日
			年 月 日
			氏 名
			生年月日
			年 月 日

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

電話番号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請する助成金に○印をお願いします。

子育て世帯助成金			新婚世帯助成金
1 年目 (10 万円)	2 年目 (10 万円)	3 年目 (10 万円)	10万円

(電子地域通貨ミラペイでの支給となります。)

添付書類（ 1 年目のみ ）

- 1 賃貸借契約書の写し
- 2 新婚世帯の場合、婚姻年月日を証明する書類（戸籍謄本等）又は富山県パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 3 魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書（様式第 2 号）
- 4 その他必要書類

同意書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、次の事項を確認することに同意します。

- 1 現住所の確認にあたり住民基本台帳への照会を行うこと。
- 2 申請者及び世帯員又はパートナーの市税等の納付状況について確認すること。

年 月 日

住 所

(申請者) 氏 名

生年月日

年

月

日

(世帯員又はパートナー) 氏 名

生年月日

年

月

日

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書

子育て新婚世帯移住助成金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

（ 1 ）魚津市子育て新婚世帯移住助成事業に関する報告及び現地調査について、魚津市から求められた場合には、それに応じます。

（ 2 ）転入日から 3 年以内に市外に転出することが決まった場合、ただちに魚津市へ報告します。

（ 3 ）転入日から 3 年以内に市外に転出した場合は、助成金の交付が失効するものとし、交付を受けた助成金に相当する現金をすみやかに返還することに応じます。

（ 4 ）転入日から 3 年以内に婚姻又はパートナーが解消となった場合は、助成金の交付が失効するものとし、交付を受けた助成金に相当する現金をすみやかに返還することに応じます。（新婚世帯助成金申請者）

（ 5 ）私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

氏名

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書

子育て新婚世帯移住助成金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

（ 1 ） 魚津市子育て新婚世帯移住助成事業に関する報告及び現地調査について、魚津市から求められた場合には、それに応じます。

（ 2 ） 転入日から 3 年以内に市外に転出することが決まった場合、ただちに魚津市へ報告します。

（ 3 ） 転入日から 3 年以内に市外に転出した場合は、助成金の交付が失効するものとし、交付を受けた助成金に相当する現金をすみやかに返還することに応じます。

（ 4 ） 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係をする者ではありません。

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

様式第 3 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名
氏名

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり交付の決定及び額の確定を行いましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 助成金の額

2 交付条件

様式第 3 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

住所

氏名

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり交付の決定及び額の確定を行いましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 助成金の額

2 交付条件

様式第 4 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

住所

氏名

氏名

魚津市子育て新婚世帯移住助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、審査の結果不交付となりましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

不交付の理由

様式第４号（第７条関係）

魚津市指令 第 号

住所

氏名

魚津市子育て新婚世帯移住助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、審査の結果不交付となりましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

不交付の理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
電話番号
氏名
電話番号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯移住助成金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯移住助成金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

住所

氏名

氏名

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付決定の取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった助成金について、以下のとおり交付要件を満たさなくなりましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第 9 条の規定により交付決定を取り消しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付決定の取消理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

住所

氏名

氏名

魚津市子育て新婚世帯移住助成金返還通知書

年 月 日付けで取消決定のあった助成金について、以下のとおり返還するよう通知します。

年 月 日

魚津市長

1 . 返還助成金額

2 . 返還期限

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。